



平成24年3月28日
 雇児総発0328第1号
 社援基0328第2号
 障企発0328第1号
 老高発0328第2号

都道府県
 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
 中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



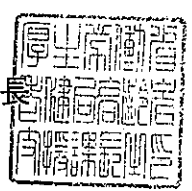
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局高齢者支援課長



「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正について

社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日社援施第7号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）により行われているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の制定に伴い、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成24年4月1日より適用することとしたので了知の上、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

新	旧
<p>社援施第7号 平成12年2月17日</p> <p>雇児総発0328第1号 社援基0328第2号 障企発0328第1号 老高発0328第2号 平成24年3月28日</p> <p>都道府県 民生主管部(局) 長 殿 各 指定都市 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省社会・援護局施設人材課長 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>	<p>社援施第7号 平成12年2月17日</p> <p>都道府県 民生主管部(局) 長 殿 各 指定都市 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省社会・援護局施設人材課長 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>
<p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて</p> <p>厚生省社会局庶務課長、施設課長及び児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉施設を営営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により示されているところであるが、この取扱いについて変更を加えるものではないので、新たに各法人において経理規程を定める際には、この点を遵守されるよう留意されたい。</p> <p>なお、従来より示している入札契約等に関する考え方は以下のとおりである。</p> <p>1 入札契約関係について (略)</p>	<p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて</p> <p>厚生省社会局庶務課長、施設課長及び児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉施設を営営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により示されているところであるが、この取扱いについて変更を加えるものではないので、新たに各法人において経理規程を定める際には、この点を遵守されるよう留意されたい。</p> <p>なお、従来より示している入札契約等に関する考え方は以下のとおりである。</p> <p>1 入札契約関係について (略)</p>

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

新

旧

2 財務諸表の扱いについて

平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」別紙「社会福祉法人会計基準」第1章2（1）に規定する財務諸表及び財産目録については永久に保存するものとし、その他の附属明細書、会計帳簿及び証拠書類は10年間保存すること。

なお、経過的に平成26年度末まで適用することが認められている、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」を適用する法人における計算書類については永久に保存するものとし、その他の附属明細表、会計帳簿及び証拠書類は10年間保存すること。

別表

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

2 計算書類の扱いについて

平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」別紙社会福祉法人会計基準第6条に規定する計算書類については永久に保存するものとし、その他の附属明細表、会計帳簿及び書類は10年間保存すること。

別表

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円